

令和6年度家庭的保育事業等指導監査 実施計画

1 基本方針

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条第2項に規定する家庭的保育事業等を行う事業所に対して、法並びに伊勢原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊勢原市条例第16号）等の関係法令、伊勢原市家庭的保育事業等指導監査実施要綱（平成30年伊勢原市告示第9号。以下「要綱」という。）等に基づき、適合状況の検査を実施し、改善を要する項目について指摘や助言等の指導を行う。

2 指導監査の種別

(1) 一般指導監査

要綱第7条第1項の規定に基づき、1年に1回以上、対象の事業所にて実地により行う。

(2) 特別指導監査

要綱第8条第1項の規定に基づき、「通報、苦情、相談等に基づく情報により、事業運営に不正、著しい不当又は違反があると疑われる場合」、「正当な理由なく一般指導監査を拒否した場合」又は「一般指導監査においての度重なる指摘にもかかわらず、改善が認められない状況が続いた場合」のいずれかに該当する場合に、対象の事業所にて実地により行う。

3 令和6年度指導監査実施数（予定）

対象事業	令和6年度計画		令和5年度実績	
	対象数	監査数	対象数	監査数
小規模保育事業	4	4	4	4

4 令和6年度指導監査スケジュール（予定）

年	月	スケジュール
令和7	2	・指導監査（4件）
	3	・結果公開（市ホームページ）

※事業所ごとの実施日等の詳細は、別途、各事業所に通知する。

5 令和6年度指導監査の重点事項

(1) 施設・設備の衛生管理

施設内外の設備、用具、食器等又は飲用に供する水について、衛生的に管理されているか。感染症及び食中毒が発生又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。必要な医薬品その他の医療品が備えられ、管理されているか。

(2) 施設・設備の安全管理

事故防止のため、安全点検及び安全対策が行われているか。事故が発生した場合について、適切な対応が行われているか。今後の対策が練られているか。利用乳幼児の安全の確保に関する計画（安全計画）を策定し、必要な措置を講じているか。園児等の通園等のために自動車を運行する場合の所在の確認について、適切に実施しているか。

(3) 職員の配置基準

保育士等の配置基準を満たしているか。